

平成 26 年 3 月 12 日

株 主 各 位

会 社 名 株 式 会 社 日 本 ア ク ア  
(コード 1429 : マザーズ)  
本 店 住 所 神 奈 川 県 横 浜 市 港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 12 番 12 号  
本 社 住 所 東 京 都 港 区 港 南 二 丁 目 16 番 2 号  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 中 村 文 隆

### 「第 10 回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正

平成 26 年 3 月 12 日付でご送付申し上げました当社「第 10 回定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部誤りがございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもつて下記のとおり訂正させていただきます。

記

#### 【訂正箇所】

第 10 回定時株主総会招集ご通知 31 ページ  
第 4 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

【訂正内容】(訂正箇所は\_\_\_\_で表示した箇所であります)

(訂正前)

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
たか はし よし あき 高 橋 義 明 (昭和30年12月 6 日)	昭和53年 4 月 ㈱ダイエー入社 平成16年 5 月 同社取締役経営企画部長 平成17年 5 月 同社取締役財務経理・総務人担当 ㈱OMC (現セディナ) 監査役 平成19年 5 月 同社常務取締役総務・法務担当 平成24年 4 月 シンクファクトリー高橋研究所開設 代表就任 (現任)	一株

- (注) 2 高橋義明氏は補欠の社外監査役候補者であります。
- 3 高橋義明氏は、長年管理者を歴任されたことによる優れた見識と幅広い経験を生かし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
- 4 高橋義明氏が社外監査役に就任した時には、当社と会社法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任額は、法令の定める最低限度額であります。

(訂正後)

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
たか はし よし あき 高橋義昭 (昭和30年12月6日)	昭和53年4月 ㈱ダイエー入社 平成16年5月 同社取締役経営企画本部長 平成17年5月 同社取締役財務経理・総務人事担当 ㈱OMC (現セディナ) 監査役 平成19年5月 同社常務取締役総務・法務担当 平成24年4月 シンクファクトリー高橋研究所開設 代表就任 (現任)	一株

- (注) 2 高橋義昭氏は補欠の社外監査役候補者であります。
- 3 高橋義昭氏は、長年管理者を歴任されたことによる優れた見識と幅広い経験を生かし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
- 4 高橋義昭氏が社外監査役に就任した時には、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任額は、法令の定める最低限度額であります。

以上